

●生活保護の介護扶助申請にかかる提出書類一覧(サービス開始や変更等があった場合)

R7.3.1時点

	新規	更新	サービス内容 変更時	居宅(ケアマネ) 変更時	施設入所	福祉用具購入	住宅改修	居宅療養管理指導 算定の場合	
第1号被保険者 (65歳以上) 及び 第2号被保険者 (40歳以上65歳 未満で医療保険 加入者) ※1号、2号は介 護保険の被保険 者	・介護扶助申請書 ・委任状 ・同意書 ・介護保険証(写) ・利用票 ・ケアプラン	新規や施設入所以外は介護扶助申請書が不要です。		・介護保険証(写) ・利用票 ・ケアプラン	・介護扶助申請書 ・委任状 ・介護保険証(写) ※入所日の記入 (介護保険証の右下)	施設には ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施 設又は介護医療院 ●地域密着型介護老 人福祉施設入所者生 活介護 ●(介護予防)特定施 入居者生活介護 ●(介護予防)認知症 対応型共同生活介護	①長寿社会課の窓口へ 提出する前に生活福祉 課へ提出(書類提出前に 介護担当まで連絡してく ださい) 【提出書類】 ・福祉用具購入費支給申 請書 ・2社見積書(カタログ) ・介護扶助申請書 ・委任状 ・同意書 ※生活福祉課の承認後、 長寿社会課へ提出してく ださい	①長寿社会課の窓口へ提 出する前に生活福祉課へ 提出(書類提出前に介護 担当まで連絡してください) 【提出書類】 ・住宅改修費支給申請書 「事前申請」 ・2社見積書(写真、平面 図) ・介護扶助申請書 ・委任状 ・同意書 ・その他(借家の場合は証 明書等) ※生活福祉課の承認後、 長寿社会課へ提出してく ださい	①新規(書類提出前に介護 担当まで連絡してください) ・居宅療養管理指導届出書 ・事業所からの報告書類 ※事業所からの報告書類 がない場合は後日提出して ください。 ※居宅療養管理指導が入 る前に書類の提出がない場 合は、介護券を交付できま せん。 ※担当ケアマネがない場 合は、生活福祉課へ相談し てください。
	更新は、介護認定有効期間に限らず、ケ アプランの期間が終了し、新たなケアプ ラン(継続の場合でも)を作成した場合に も生活福祉課へ提出してください。	・介護保険証(写) ・利用票 ・ケアプラン	・利用票 ・ケアプラン	・介護保険証(写) ・利用票 ・ケアプラン	居宅ケアマネが 変更するパターン ●包括⇒包括 ●包括⇔居宅 ●居宅⇒居宅 ●包括⇔小規模 ●居宅⇔小規模		②購入後 ・長寿社会課の承認印が ある福祉用具購入費支 給申請書(写) ・購入費のお知らせ(写) ・領収書(写) ※1割負担の支払いは被 保護者が支払った後に、 生活福祉課から支給しま す。それが難しい場合は 相談してください。	②住宅改修後 ・長寿社会課承認印がある 住宅改修費支給申請書 「事後申請」(写) ・完成後の写真 ・住宅改修費お知らせ(写) ・領収書(写) ※1割負担の支払いは被 保護者が支払った後に、 生活福祉課から支給しま す。それが難しい場合は 相談してください。	②継続 ※期間は最長6か月です、 介護認定の有効期間では ないので注意してください。 ・居宅療養管理指導届出書 ・事業所からの報告書類 ※居宅療養管理指導が入 る前に書類の提出がない場 合は、介護券を交付できま せん。
※1号、2号は介 護保険の被保険 者 第3号被保険者の提出書類は 第1, 2号被保険者と同様です。 下記は手続きや提出書類が異 なる内容のみ記載しています。	同意書とは生活福祉課が被保護者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等へ情報提供 することに対するものです。		※事業対象者は チェックリスト(写)も 提出してください。						
第3号被保険者 (40歳以上65歳 未満の介護保険 の被保険者以外 の者)	・介護保険証(写)は ありません。生活福祉 課から交付された決 定通知書(写)を提出 してください。 ・居宅サービス計画 書作成依頼届出書	・介護保険証(写)は ありません。生活福祉 課から交付された決 定通知書(写)を提出 してください。 ・居宅サービス計画 書作成依頼届出書		・介護保険証(写)は ありません。生活福祉 課から交付された決 定通知書(写)を提出 してください。 ・居宅サービス計画 書作成依頼届出書	・介護保険証(写)は ありません。生活福祉 課から交付された決 定通知書(写)を提出 してください。	※10割負担の支払いは 生活福祉課から事業所 へ連絡して請求書で対 応します。	※すべての住宅改修に対 して生活福祉課から自宅訪 問を行います。 ※10割負担の支払いは生 活福祉課から事業所へ連 絡して請求書で対応しま す。		

●すべての(介護予防)特定施入居者生活介護入所者及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護の入居者については、居宅療養管理指導が入る場合の必要性を検討するためケアプランの提出をお願いします。

●サービス追加を検討されている時は、事前に追加サービスに関して生活福祉課にご相談ください。

●病院退院カンファレンスや地域ケア会議に生活福祉課の参加を希望される場合は、参加の日程調整を行いますので、早めに日時等をお知らせください。

●毎月の提出書類

介護扶助 受給者全員	・利用票 ・実績	※ご不明な点はお問い合わせください。 佐世保市福祉事務所 生活福祉課(介護担当)0956-24-1111(内線5227)直通0956-25-8854
---------------	-------------	---